

## 【第51回評議員会決議】

# 国民皆保険を揺るがす医療保険制度の改悪を許さず、 憲法25条を生かした社会保障の充実を求める

国民皆保険制度を揺るがす大改悪となる「医療保険制度改革関連法案」が衆議院をわずか19時間の審議で採決を強行された。法案は、国保料の値上げに拍車をかける国保運営の都道府県への移管を一つの柱とし、事実上の混合診療である「患者申し出療養」の創設、入院時食事療養費の引き上げ、紹介状なしで大病院を受診した際の定額自己負担の上乗せ、後期高齢者医療制度の保険料特例軽減の廃止など、国民皆保険を空洞化させ、全世代への負担増を押し付ける。

この医療保険制度改悪関連法案は、「社会保障と税の一体改革」路線の具体化であり、社会保障への国の責任を放棄し、本人と家族の自己責任へと推し進めるものである。私たちは、国民の命と健康を脅かす同法案の衆議院可決に抗議し、参議院での徹底審議と廃案を求める。

「社会保障のため」といって消費税が8%に引き上げられてから1年。安倍政権は雇用、暮らし破壊、社会保障改悪を進めながら、「戦争できる国」と「世界一、企業が活躍しやすい国」づくりをめざしている。その一方で、2017年4月の消費税10%への増税を既定路線とし、さらなる庶民増税を進める。2015年度の社会保障費削減は3900億円にのぼり、小泉政権の自然増分2200億円削減路線を上回る大改悪となる。

社会保障財源の確保には、十分な体力がある大企業や富裕層に応分の負担を求め、労働者の賃上げ、正規雇用の拡大で国民の所得を増やす改革が求められる。

大阪府歯科保険医協会は、憲法25条を生かし、いつでもどこでも誰もが安心して医療を受けられる「国民皆保険」の原則を守り、社会保障の拡充のために全力を挙げる決意を表明する。

2015年5月16日

大阪府歯科保険医協会第51回評議員会